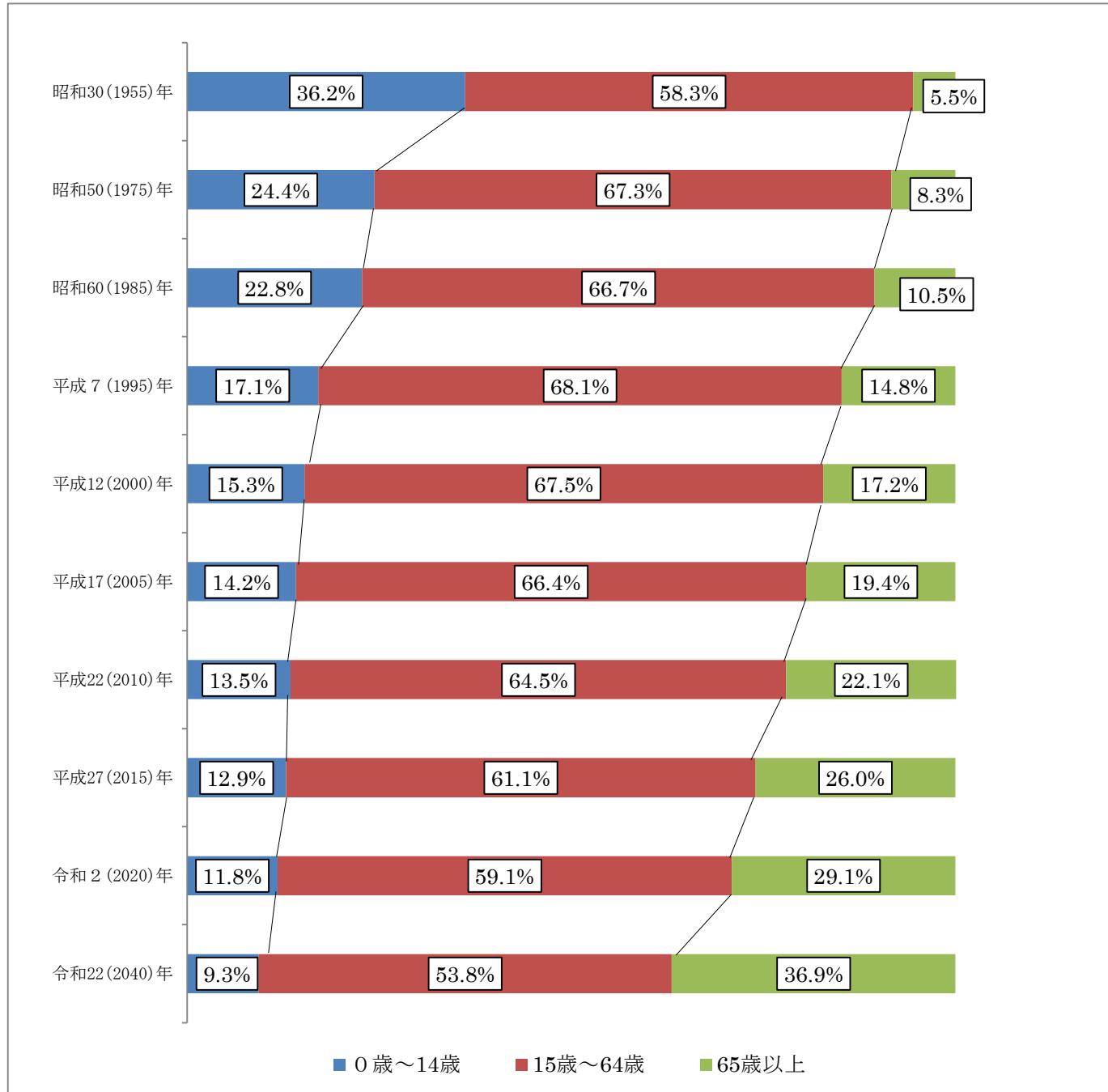


# 高齢者の雇用の現状

(令和 6 年)

本県の高齢化率の推移



資料出所：「国勢調査」、令和 22(2040) 年は国立社会保障・人口問題研究所（令和 5(2023) 年 12 月推計）

# はじめに

我が国の人囗は、戦後一貫して増加を続けてきましたが、2008年の1億2,808万人をピークとして、人囗減少局面を迎えていきます。一人の女性が生涯に産む平均の子ど�数を示す「合計特殊出生率」は、1974年に「人口置換水準」（人口が長期的に維持される水準。現在は2.07）を下回り、2005年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後、上昇に転じ2015年には1.45まで回復しましたが、2022年には再び下降に転じ2023年には1.20となり、過去最低だった2005年の1.26をさらに更新するなど、依然として低水準に留まっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、このままのペースでは、2056年には人囗が1億人を割り、2070年には約8,700万人になると推計されています。

また、人囗が1億人を超えた1967年には65歳以上の人囗が総人囗に占める「高齢化率」は6.6%でしたが、2010年には23.0%となり、超高齢社会（高齢化率21%以上）を迎え、2023年には29.1%まで上昇しました。さらに2070年には高齢化率は38.7%と超高水準に至るものと推計されており、それに伴い、生産年齢人口割合も52.1%まで下がると予想され、労働力人口の減少は避けられないものと考えられています。

このように、世界でも類を見ない急速な勢いで少子高齢化が進行し、労働力の高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれていることから、今後、経済及び社会の活力を維持していくためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる全ての人の就労促進を図り、全ての人が社会を支える「全員参加型社会」の実現が求められています。

本県におきましても、今後、若年労働者が減少していく中で、活力ある地域社会を実現していくためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、働く意欲と能力を有する限り、年齢にかかわりなく生き生きと働く「生涯現役社会」の実現を図ることが重要です。

「生涯現役社会」を実現するには、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備が課題となっており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）」に基づき、総合的な雇用就業対策を実施していくことが必要となっています。

高年齢者雇用安定法は、65歳までの雇用確保措置に加え、令和3年4月1日に65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年の引上げ、定年制の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入、創業支援等措置の努力義務として施行されました。意欲と能力のある労働者が働き続けることができる環境を整備することが重要であるとともに、労働力としての高齢者の役割も重要となっています。

今回、高年齢者雇用を取り巻く現状について取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いと存じます。

# 目 次

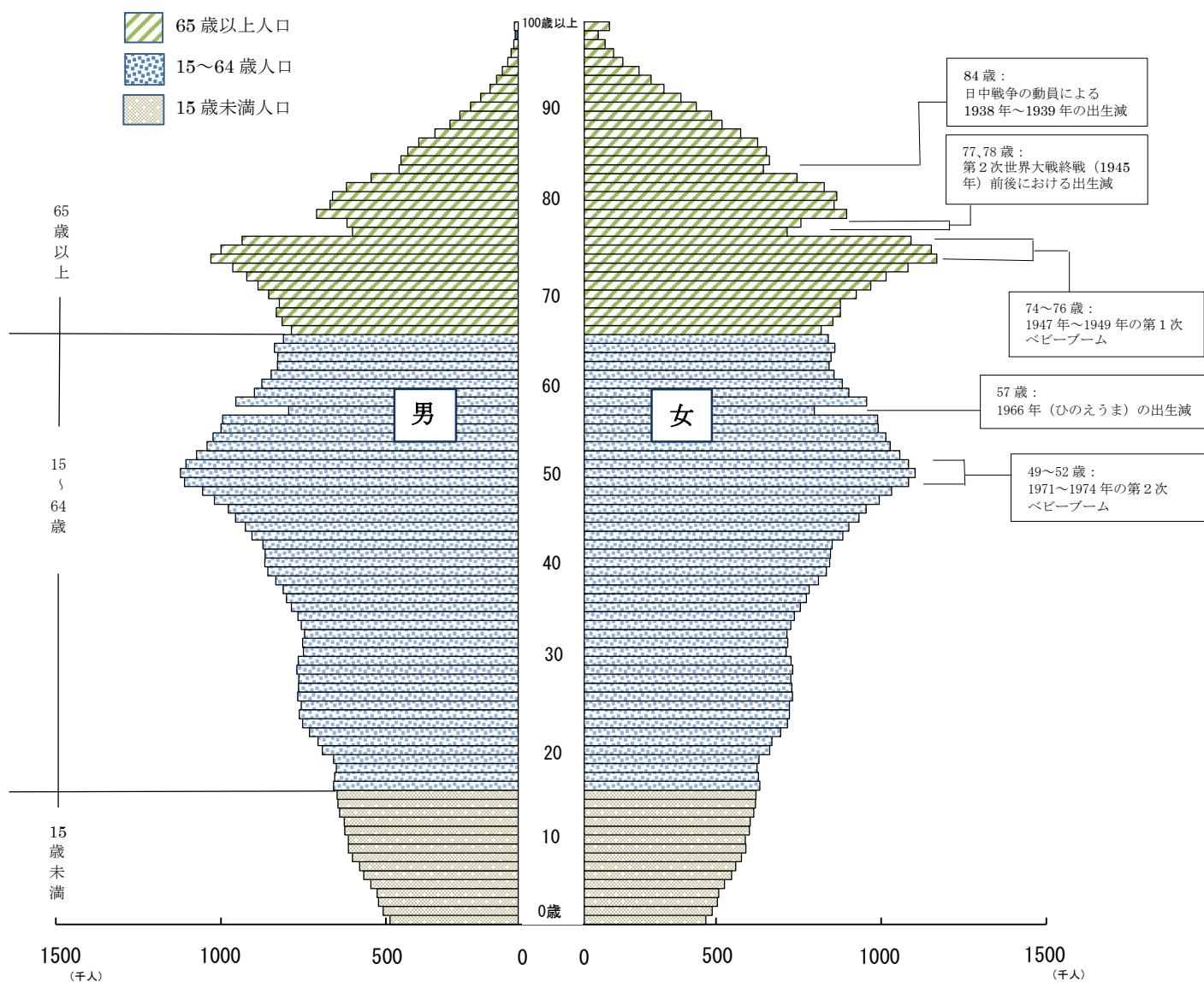
1. 人口の高齢化	1
2. 労働力人口の高齢化	3
3. 高年齢者雇用対策の推移	5
4. 高年齢者の雇用状況	5
5. 高年齢者の求人・求職状況	7
6. 定年制の状況	9
7. 継続雇用及び再就職の促進	11
高年齢者雇用安定法について	14
高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ	16

# 1. 人口の高齢化

わが国では、昭和 20 年代後半から出生率が低下するとともに、食生活の改善、医学の進歩等により、平均寿命が伸長し、昭和 50 年代に入ってからは人口の高齢化が急速に進展している。

昭和 22 年は男性 50.06 歳、女性 53.96 歳だった平均寿命が、令和 2 年は男性 81.64 歳、女性 87.74 歳と右肩上がりに過去最高を更新していたが、新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）等による死亡率の変化により、令和 3 年、4 年は 2 年連続で前年を下回った。令和 5 年は男性 81.09 歳、女性 87.14 歳と 3 年ぶりに男女とも前年を上回った。

我が国の人口ピラミッド（2023 年 10 月 1 日現在）



資料出所：総務省統計局「人口推計（2023 年 10 月 1 日現在）」

表-2 本県における人口の年次別推移

本県の人口の推移は、平成9年に200万人となり、平成23年まで200万人を超えていたが、平成24年には16年ぶりに200万人を下回り、その後も減少が続き、令和5年には190万人を下回った(表-2)。

平成17年度の国勢調査の結果をみると、平成12年から5年間に0.6%(11,635人)が増加となり、5年間に人口が増加したところは、全国15都府県あるが、本県の人口増加率は11番目となった。その後減少に転じ、平成22年度の国勢調査の結果では、平成17年から5年間に0.4%(8,769人)が減少となった。

令和2年度の国勢調査の結果では、平成27年に比べ2.1%減少し、1,933,146人となり、全国順位は19位であった。

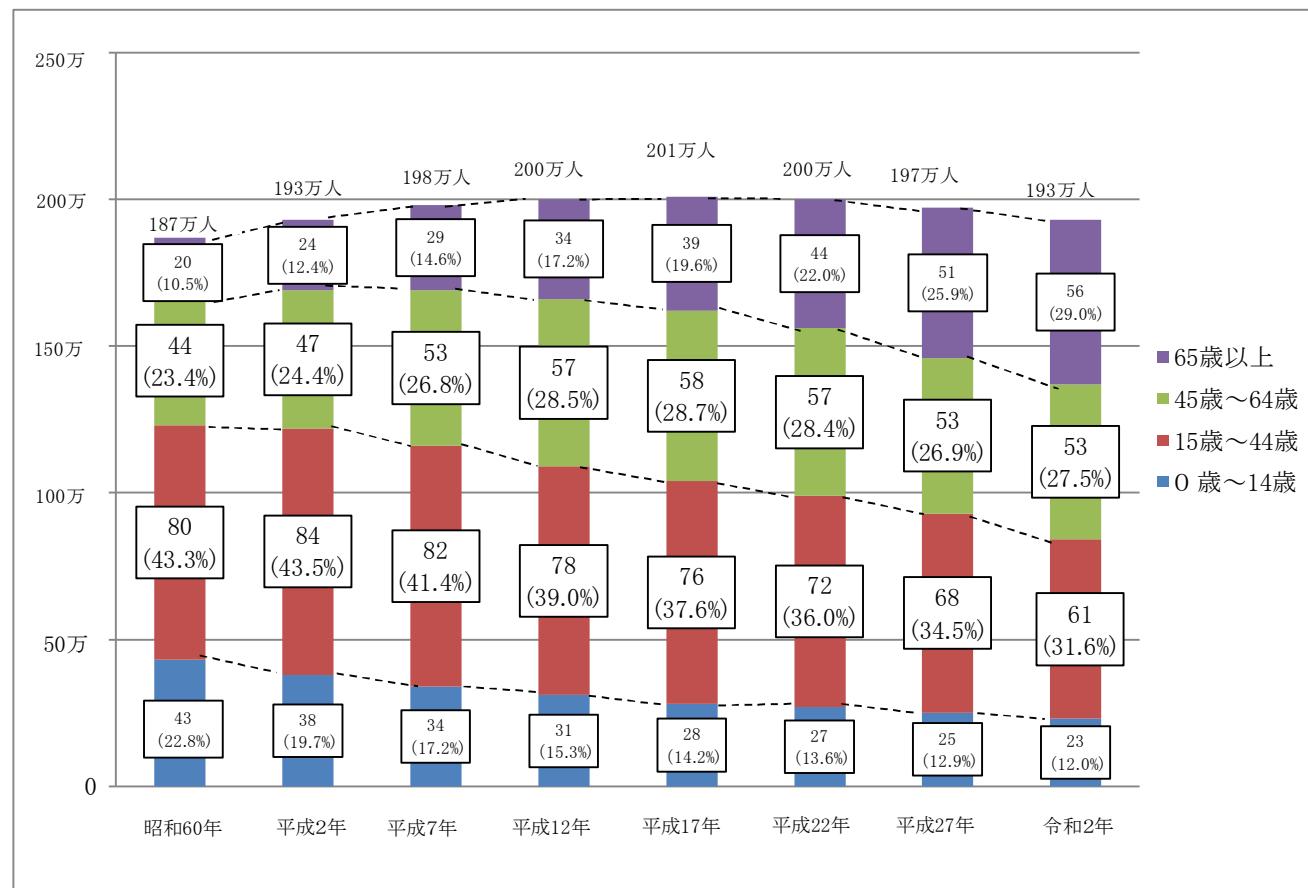
本県の人口を年齢別にみると、昭和60年には15歳未満の割合が22.8%、65歳以上の割合が10.5%であったが、少子高齢化の進展により、令和2年には、15歳未満の割合が12.0%、65歳以上の割合が29.0%となった。

65歳以上人口は平成27年に比べて3.1ポイント上昇しており、今後も人口減少と高齢化が進むと予測される(表-3)。

年次	人口総数(人)	対前年人口増減(人)	対前年人口増減率(%)
平成10年	2,006,254	5,743	0.3
平成11年	2,009,120	2,866	0.1
平成12年※	2,004,817	△4,303	△0.2
平成13年	2,009,064	4,247	0.2
平成14年	2,010,507	1,443	0.1
平成15年	2,011,691	1,184	0.1
平成16年	2,014,874	3,183	0.2
平成17年※	2,016,452	1,578	0.1
平成18年	2,015,105	△1,347	△0.7
平成19年	2,015,233	128	0.0
平成20年	2,014,650	△583	0.0
平成21年	2,010,732	△3,918	△0.2
平成22年※	2,007,683	△3,049	△0.2
平成23年	2,000,021	△7,662	△0.4
平成24年	1,993,386	△6,635	△0.3
平成25年	1,987,119	△6,267	△0.3
平成26年	1,980,960	△6,159	△0.3
平成27年※	1,974,255	△6,705	△0.3
平成28年	1,968,425	△5,830	△0.3
平成29年	1,961,963	△6,462	△0.3
平成30年	1,952,926	△9,037	△0.5
令和元年	1,942,313	△10,613	△0.5
令和2年※	1,933,146	△9,167	△0.5
令和3年	1,922,445	△10,701	△0.6
令和4年	1,908,380	△14,065	△0.7
令和5年	1,895,031	△13,349	△0.7
令和6年	1,882,342	△12,689	△0.7

※は「国勢調査」、それ以外は「栃木県毎月人口調査(毎年10月1日現在)」

表-3 本県における人口構成



注：（ ）内は構成割合

資料出所：「国勢調査」

また、15歳以上の人団は、平成2年～平成7年では5.6%、平成7年～平成12年では3.4%、平成12年～平成17年では1.8%と増加していたが、平成17年～平成22年では0.5%、平成22年～平成27年では0.4%、平成27年～令和2年では1.1%の減少となっている。

これに対し55歳以上の高齢者の割合は、平成2年で29.7%（46万2千人）であったものが、令和2年には47.5%（80万3千人）と大幅に増加している（表-4）。

表-4 本県における15歳以上の人団の推移

（単位：百人）

年別 年齢別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	1,529	1,389	1,220	1,071	935	907	905
20～24歳	1,180	1,360	1,231	1,093	938	846	887
25～29歳	1,190	1,200	1,491	1,307	1,131	1,005	834
30～34歳	1,280	1,306	1,322	1,520	1,317	1,165	995
35～39歳	1,542	1,337	1,259	1,325	1,514	1,328	1,158
40～44歳	1,700	1,553	1,327	1,258	1,315	1,512	1,323
45～49歳	1,328	1,675	1,559	1,321	1,241	1,307	1,499
50～54歳	1,166	1,307	1,682	1,540	1,296	1,218	1,291
55～59歳	1,146	1,152	1,302	1,657	1,512	1,272	1,200
60～64歳	1,086	1,154	1,125	1,273	1,613	1,476	1,245
65歳～	2,385	2,974	3,445	3,909	4,382	5,084	5,587
計	15,532	16,407	16,963	17,274	17,194	17,120	16,924

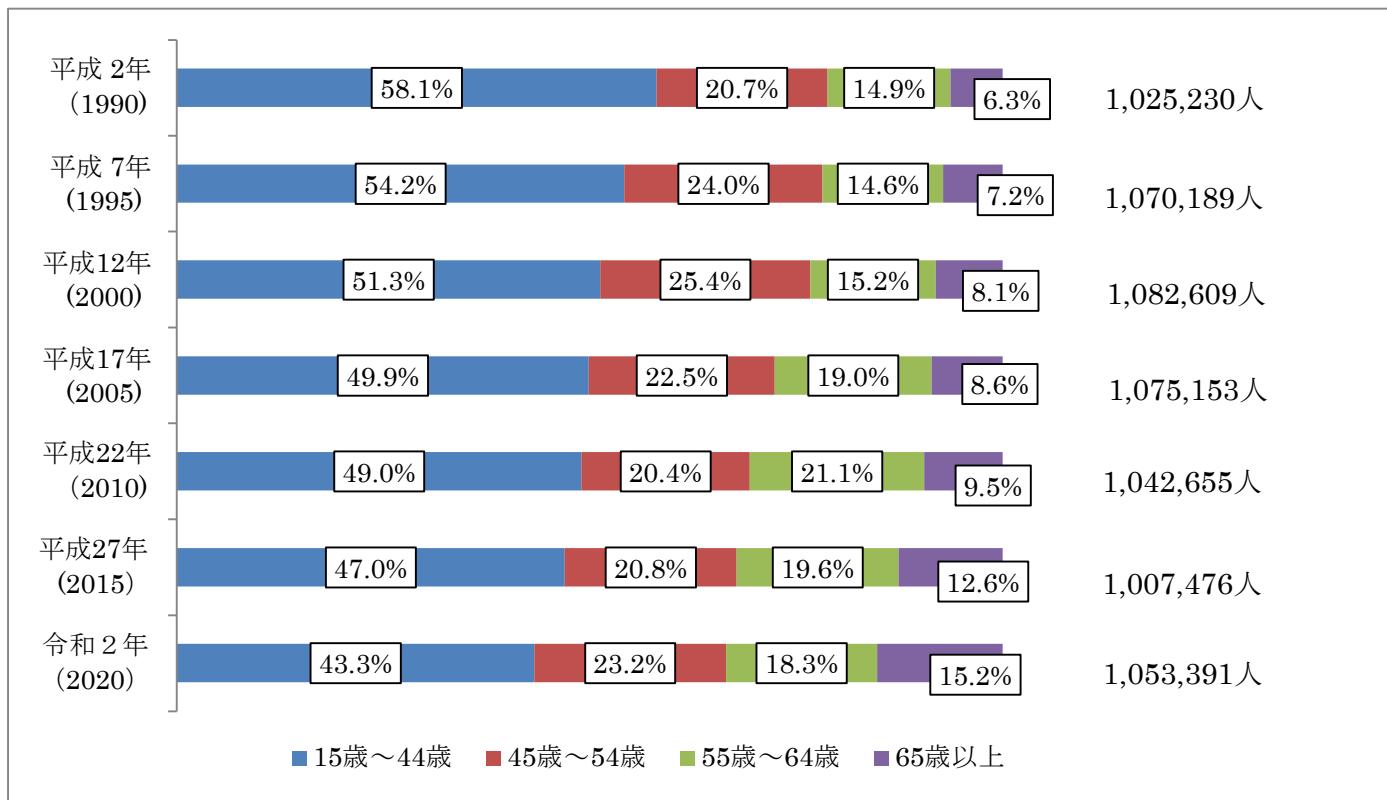
資料出所：国立社会保障・人口問題研究所、平成17年以降は栃木県統計課

## 2. 労働力人口の高齢化

本県の労働力人口の年齢別構成をみると、44歳以下の占める割合は、平成2年の58.1%から平成7年には54.2%となり、平成12年には51.3%、平成17年には49.9%、平成22年には49.0%、平成27年には47.0%、令和2年には43.3%と減少が続いている。一方、45歳以上でみると、平成2年の41.9%から平成7年には45.8%となり、平成12年には48.7%、平成17年には50.1%、平成22年には51.0%、平成27年には53.0%。令和2年には56.7%と増加している。特に55歳以上の高齢者については、平成2年の21.2%から平成27年には32.2%と11.0ポイント上昇し、平成27年から令和2年の5年間においても1.3ポイント上昇している（表-5）。

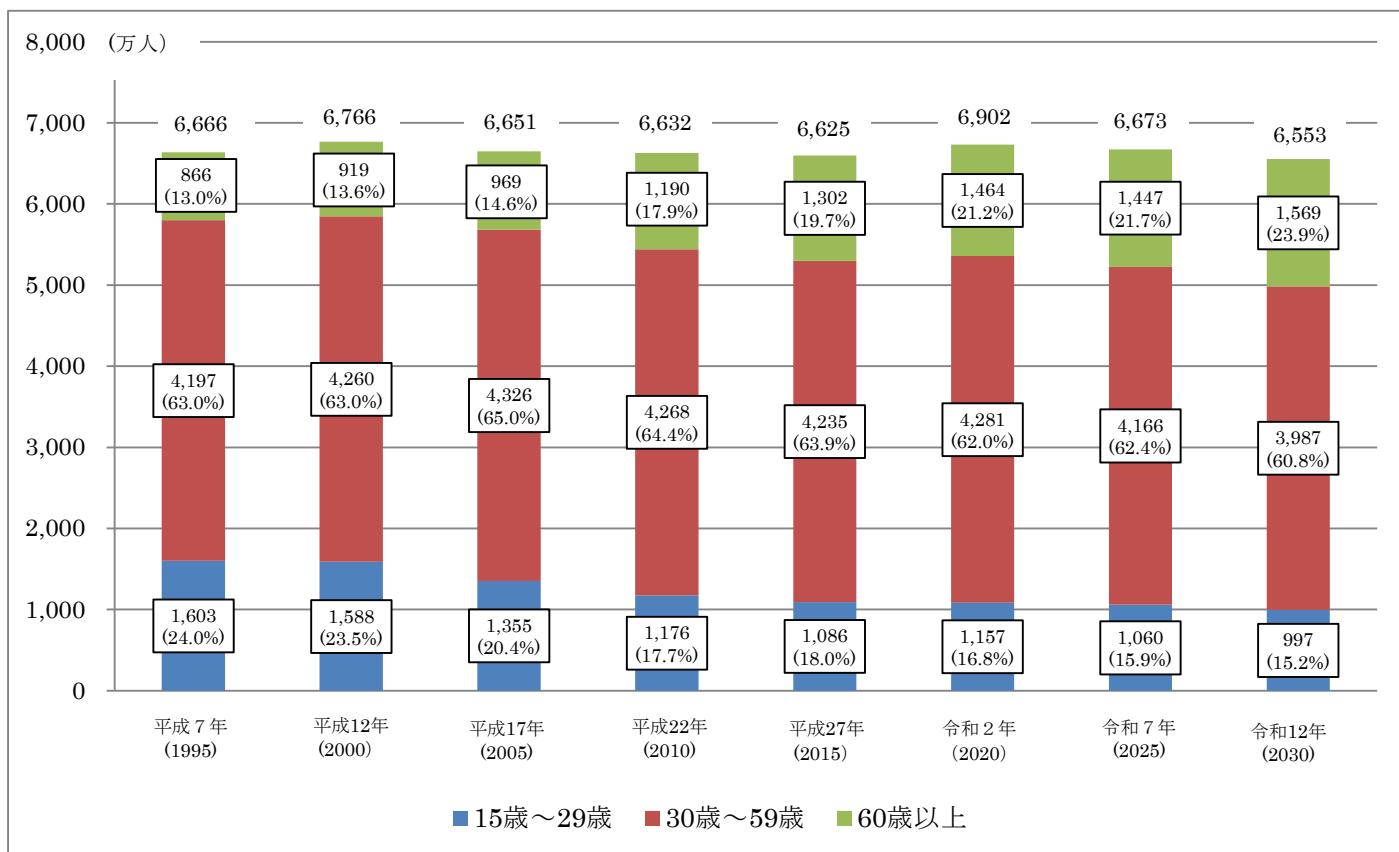
全国の労働力人口に占める60歳以上の割合も平成7年の13.0%から、令和2年の21.2%を経て、令和12年には23.9%となり、労働者の5人に1人が60歳以上となる見通しである（表-6）。

表-5 本県内における年齢別労働力人口の推移



資料出所：「国勢調査」

表-6 全国労働力人口の推移と見通し



注：グラフ上の数字は労働力人口（万人）、（ ）内は構成割合

資料出所：令和2（2020）年までは総務省統計局「労働力調査」、令和7（2025）年以降は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）」

### 3. 高年齢者雇用対策の推移

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、高年齢者の雇用の安定を図ることは、高年齢者の雇用対策を推進する上で最も重要な課題である。

国では、昭和 48 年に雇用対策法を改正して、定年延長促進の対策を充実し、定年延長奨励金制度を創設するとともに、昭和 51 年には高年齢者雇用率制度、昭和 57 年には高年齢者雇用確保助成金制度を創設、さらに昭和 59 年には今後の高年齢者の雇用形態の変化等を考慮し、短時間勤務を含めた制度の拡充が行われた。

昭和 61 年 10 月には今後の高齢社会に対応した高年齢者雇用就業対策を講じるため、高年齢者雇用安定法が制定され、60 歳定年が法制化されるとともに、事業主には定年等で退職する高年齢者の再就職の援助が義務づけられた。また、高年齢者雇用奨励金をはじめとした助成金の拡充も図られた。

平成 2 年には 65 歳までの継続雇用を推進するための継続雇用制度導入奨励金制度が創設される等、各種助成金制度の充実が図られた。

平成 2 年 6 月に高年齢者雇用安定法が一部改正され、定年後 65 歳までの再雇用を事業主の努力義務とすること等を主な内容として、平成 2 年 10 月 1 日に施行された。さらに、同年 12 月には高年齢者等職業安定対策基本方針が策定され、高年齢者雇用についての目標や条件整備の指針等が示された。

平成 6 年 6 月に一部改正され、60 歳以上定年の義務化、65 歳までの継続雇用制度の導入又は改善に関する計画の作成等や高年齢者に係る労働者派遣事業の特例等を主な内容として、平成 10 年 4 月 1 日に施行された。

平成 12 年 5 月に一部改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者等に対する再就職の援助・促進、シルバー人材センターの業務範囲の拡大等を主な内容として、平成 12 年 10 月 1 日に施行された。

平成 13 年 4 月に雇用対策法が改正され、事業主の募集・採用における年齢制限緩和の努力義務が規定され、平成 13 年 10 月に施行された。

平成 16 年 6 月に高年齢者雇用安定法が一部改正され、高年齢者の安定的な雇用確保のため、65 歳までの高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）が事業主への義務となったほか、求職活動支援書の作成・交付、労働者の募集及び採用の際に年齢制限をする場合の理由の提示、シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業手続きの特例等 4 項目が平成 18 年 4 月 1 日に施行された。65 歳までの雇用確保措置について、事業主は①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかにより、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができるよう義務づけられた。

平成 24 年 8 月に一部改正され、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大、義務違反企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定が平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

平成 28 年 4 月には高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備を目的として、一部改正された。

令和 2 年 3 月に一改正され、65 歳までの雇用確保措置（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置（努力義務）が新設され、令和 3 年 4 月 1 日に施行された。

### 4. 高年齢者の雇用状況

令和 6 年 6 月 1 日現在における県内の高年齢者雇用状況等報告について、県内に本社のある常用労働者 21 人以上規模の民間企業を対象とした調査によると、55 歳以上の高年齢者の雇用割合は 26.8% となっている（前年比 0.9 ポイント増）（表-7）。

企業規模別に見ると、21～30 人が 32.4%（前年 31.4%）、21～300 人が 29.3%（前年 28.3%）、31～300 人が 28.8%（前年 27.8%）、301 人以上が 23.1%（前年 22.5%）と企業規模が小さいほど高年齢者の雇用割合は高まっている（表-8）。

産業別に見ると、運輸、郵便業が 38.6%、鉱業、採石業、砂利採取業が 38.4%、サービス業（他に分類されないもの）が 36.7% と雇用割合が高くなっているのに対し、学術研究、専門・技術サービス業が 15.5%、情報通信業が 16.4%、教育、学習支援業が 19.3% と低くなってしまっており、企業規模別、産業別間に格差がみられる（表-9）。

表-7 年度別高年齢者(55歳以上)雇用状況

(各年 6月 1日現在)

年別	企業規模	企業数	常用労働者(全数)	うち高年齢者数	全数に占める高年齢者の割合
平成26年	31人以上	1,771	250,659	50,504	20.1
	うち301人以上	138	109,704	18,616	17.0
平成27年	31人以上	1,798	255,053	52,682	20.7
	うち301人以上	145	113,615	19,739	17.4
平成28年	31人以上	1,835	263,673	56,244	21.3
	うち301人以上	150	118,508	21,702	18.3
平成29年	31人以上	1,886	272,382	60,139	22.1
	うち301人以上	159	124,283	23,933	19.3
平成30年	31人以上	1,962	279,557	63,491	22.7
	うち301人以上	149	124,337	23,962	19.3
令和元年	31人以上	1,989	283,122	66,188	23.4
	うち301人以上	151	125,945	25,576	20.3
令和2年	31人以上	2,093	288,820	68,801	23.8
	うち301人以上	153	126,455	26,261	20.8
令和3年	21人以上	3,255	327,568	79,988	24.4
	31人以上	2,393	305,631	73,575	24.1
	うち301人以上	152	129,447	26,778	20.7
令和4年	21人以上	3,291	331,996	83,486	25.1
	31人以上	2,401	309,395	76,519	24.7
	うち301人以上	157	133,245	28,902	21.7
令和5年	21人以上	3,343	330,604	85,755	25.9
	31人以上	2,428	307,431	78,486	25.5
	うち301人以上	157	132,703	29,832	22.5
令和6年	21人以上	3,389	332,449	89,020	26.8
	31人以上	2,430	308,195	81,166	26.3
	うち301人以上	161	134,135	30,972	23.1

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

表-8 規模別高年齢者(55歳以上)雇用状況

(令和6年 6月 1日現在)

区分 規 模	企業数	常用労働者数	高年齢者雇用割合		
			うち高年齢者数	令和6年6月1日(%)	令和5年6月1日(%)
21人以上総計	3,389	332,449	89,020	26.8	25.9
31人以上総計	2,430	308,195	81,166	26.3	25.5
21人～300人	3,228	198,314	58,048	29.3	28.3
21～30人	959	24,254	7,854	32.4	31.4
31～300人	2,269	174,060	50,194	28.8	27.8
301人以上	161	134,135	30,972	23.1	22.5

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

表-9 産業別高年齢者(55歳以上)雇用状況

(令和6年 6月 1日現在)

区分 産業別	企業数	常用労働者数	高年齢者雇用割合		
			うち高年齢者数	令和6年6月1日(%)	令和5年6月1日(%)
A 01~04 農、林、漁業	38	1,836	526	28.6	30.4
C 05 飲食・採石業、砂利採取業	13	717	275	38.4	36.5
D 06~08 建設業	245	12,385	3,334	26.9	26.1
E 09~32 製造業	896	81,759	20,230	24.7	24.5
F 33~36 電気・ガス・熱供給・水道業	6	324	98	30.2	26.0
G 37~41 情報通信業	51	5,229	859	16.4	15.4
H 42~49 運輸、郵便業	264	19,957	7,694	38.6	36.5
I 50~61 卸売業、小売業	394	51,630	12,486	24.2	23.7
J 62~67 金融業、保険業	19	7,512	1,991	26.5	24.9
K 68~70 不動産業、物品販賣業	34	5,139	1,131	22.0	21.9
L 71~74 学術研究、専門・技術サービス業	64	7,574	1,172	15.5	14.9
M 75~77 宿泊業、飲食サービス業	110	13,743	4,272	31.1	28.6
N 78~80 生活関連サービス業、娯楽業	153	10,030	3,404	33.9	32.3
O 81~82 教育、学習支援業	155	21,235	4,092	19.3	18.3
P 83~85 医療、福祉	650	63,718	17,095	26.8	26.0
Q 86~87 複合サービス事業	19	4,353	1,078	24.8	24.1
R 88~96 サービス業(他に分類されないもの)	278	25,308	9,283	36.7	36.0
S 97~99 その他	0	0	0	0.0	0.0
計	3,389	332,449	89,020	26.8	25.9

(注) 令和5年7月から産業分類変更

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

## 5. 高年齢者の求人・求職状況

表-10 本県における年齢別常用職業紹介状況（パートを含む）

（令和6年10月分）

項目 年齢	月間有効求人件数 (A)	月間有効求職者数		就職件数		求人倍率 (A) / (B)	就職率 (D) / (C) × 100	
		全 数 (B)	うち雇用保険受給者 (C) うち新規	全 数 (D)	うち雇用保険受給者			
19歳以下	3,534	335	86	11	13	0	10.55	15.1
20～24歳	3,933	2,239	450	542	124	38	1.76	27.6
25～29歳	3,929	3,107	588	1,013	151	44	1.26	25.7
30～34歳	3,883	2,855	560	928	143	48	1.36	25.5
35～39歳	3,740	2,880	568	832	144	38	1.30	25.4
40～44歳	3,529	2,951	572	920	199	65	1.20	34.8
45～49歳	3,258	3,213	641	1,012	191	57	1.01	29.8
50～54歳	3,239	3,598	685	1,260	208	65	0.90	30.4
55～59歳	3,236	3,371	602	1,385	205	64	0.96	34.1
60～64歳	2,210	3,735	696	1,628	202	66	0.59	29.0
65歳以上	1,675	4,546	1,184	571	243	14	0.37	20.5
合計	36,166	32,830	6,632	10,102	1,823	499	1.10	27.5
うち45歳以上の全数	13,618	18,463	3,808	5,856	1,049	266	0.74	27.5
うち55歳以上の全数	7,121	11,652	2,482	3,584	650	144	0.61	26.2

資料出所：職業安定部「業務統計」

表-11 中高年齢者の職業紹介状況(常用)

(学卒及びパートを除く)

区分 年別	新規求職			就職					就職率 (%)
	計	男	女	計	うち 55歳以上	うち 65歳以上	男	女	
平成23年	23,391	16,665	6,666	6,362	2,688	157	4,581	1,768	27.2
平成24年	22,949	16,331	6,575	6,341	2,611	197	4,490	1,840	27.6
平成25年	22,594	15,481	7,084	6,210	2,551	244	4,205	1,999	27.5
平成26年	22,520	15,256	7,233	6,258	2,594	266	4,188	2,067	27.8
平成27年	21,445	14,281	7,129	5,944	2,363	269	3,884	2,057	27.7
平成28年	21,694	14,298	7,379	5,965	2,503	296	3,871	2,092	27.5
平成29年	20,752	13,631	7,112	6,056	2,429	308	3,941	2,114	29.2
平成30年	20,869	13,412	7,434	5,702	2,523	382	3,846	2,237	27.3
令和元年	21,538	13,659	7,860	5,779	2,341	369	3,575	2,204	26.8
令和2年	22,695	14,415	8,274	5,042	2,078	346	3,246	1,795	22.2
令和3年	21,691	13,995	7,689	5,101	2,166	393	3,316	1,785	23.5
令和4年	21,230	13,384	7,815	5,143	2,221	371	3,252	1,885	24.2
令和5年	22,239	13,693	8,524	5,338	2,340	446	3,319	2,016	24.0

(注)中高年齢者…45歳以上  
高年齢者…55歳以上

資料出所:職業安定部「業務統計」

表-12 令和6年高年齢者常用職業紹介業務取扱状況

(常用的パートを含む)

項目 月別	新規求職申込件数			月間有効求職者数				就職件数				就職率 (%)			
	合計	55~59 歳	60~64 歳	65歳 以上	合計	55~59 歳	60~64 歳	65歳 以上	うち 保険 受給者	合計	55~59 歳	60~64 歳	65歳 以上	うち 保険 受給者	
合計	17,492	4,276	4,791	8,425	86,862	24,094	26,798	35,970	25,720	4,226	1,292	1,276	1,658	876	24.2
令和6年 4月	3,720	834	1,024	1,862	13,002	3,521	3,903	5,578	3,433	709	226	212	271	120	19.1
5月	2,748	618	729	1,401	13,338	3,498	3,938	5,902	3,624	651	183	193	275	131	23.7
6月	2,226	555	603	1,068	13,270	3,487	3,928	5,855	3,691	575	172	166	237	124	25.8
7月	2,299	643	603	1,053	12,452	3,520	3,829	5,103	3,874	602	192	175	235	127	26.2
8月	1,894	517	548	829	11,708	3,392	3,773	4,543	3,833	481	156	152	173	100	25.4
9月	2,123	507	588	1,028	11,440	3,305	3,692	4,443	3,681	558	158	176	224	130	26.3
10月	2,482	602	696	1,184	11,652	3,371	3,735	4,546	3,584	650	205	202	243	144	26.2

※就職率=就職件数÷新規求職申込件数

## 6. 定年制の状況

高齢者雇用に特に大きな影響を及ぼしているのが定年制である。定年の定め方には一律に定めるもの、職種別に定めるもの等があるが、大部分の企業が一律定年制を取り入れている。

### (1) 定年制の状況

令和6年6月1日現在における県内の民間企業（企業規模21人以上）のうち、一律定年制を有する企業のすべてが60歳以上の定年制を有し、65歳以上の定年は978社(28.9%)となっている。

定年制の推移を見ると、一律定年制を有する企業（企業規模21人以上）のうち、65歳以上の定年制を定めている企業は、平成24年度には10.3%であったのに対し、令和6年度では28.9%と着実に伸びているが、全体的には定年制は60歳、その後、継続雇用で対応している企業が主流となっている（表-13）。

また、企業規模別、産業別の定年状況は表-14、15のとおりである。

### (2) 65歳以上への定年延長の普及促進

平成6年6月に高齢者雇用安定法が改正（施行は平成10年4月1日）され、60歳以上の定年制が義務化されたことにより、60歳以上の定年はほぼ完全に定着している。

少子高齢化の急速な進行と年金支給開始年齢の段階的な引上げにより、65歳までの安定した雇用を確保するため、平成16年6月に一部改正（施行は平成18年4月1日）され、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかの措置を設けることが義務付けられたが、65歳までの希望者全員の雇用を確保する制度を設けることはされなかった。少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、平成24年8月に一部改正（施行は平成25年4月1日）され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業範囲の拡大、義務違反企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定された。令和2年3月に一部改正（施行は令和3年4月1日）され、70歳までの就業確保措置が努力義務として新設された。

高齢者雇用安定法による高齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳以上への定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は33.3%にとどまっている。

生涯現役社会の実現に向けて、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があり、65歳以降の継続雇用の延長・65歳までの定年引上げを行う企業への奨励等、法制度の整備を行うとともに、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化を図っている。

表-13 定年制の状況

（各年6月1日現在）

区分 年別	企業規模	企業数	定年制がない 企業	計	一律定年制企業					
					59歳以下	60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
平成24年	31人以上	1,643	36	1,522	0	1,316	37	150	0	19
	うち301人以上	134	0	119	0	105	7	7	0	0
平成25年	31人以上	1,741	44	1,697	0	1,421	37	215	0	24
	うち301人以上	136	0	136	0	125	5	6	0	0
平成26年	31人以上	1,771	45	1,726	0	1,436	38	222	0	30
	うち301人以上	138	0	138	0	128	5	5	0	0
平成27年	31人以上	1,798	46	1,752	0	1,460	33	228	0	31
	うち301人以上	145	1	144	0	132	6	6	0	0
平成28年	31人以上	1,835	48	1,787	0	1,475	37	243	0	32
	うち301人以上	150	1	149	0	134	6	9	0	0
平成29年	31人以上	1,886	48	1,838	0	1,504	40	250	14	30
	うち301人以上	159	0	159	0	141	6	12	0	0
平成30年	31人以上	1,962	61	1,901	0	1,537	45	267	20	32
	うち301人以上	149	0	149	0	133	5	10	0	1
令和元年	31人以上	1,989	58	1,931	0	1,528	48	293	25	37
	うち301人以上	151	0	151	0	133	6	11	0	1
令和2年	31人以上	2,093	56	2,037	0	1,579	49	339	28	42
	うち301人以上	153	0	153	0	134	8	10	0	1
令和3年	21人以上	3,255	144	3,111	0	2,274	73	646	48	70
	31人以上	2,393	76	2,317	0	1,732	58	443	31	53
	うち301人以上	152	0	152	0	131	8	12	0	1
令和4年	21人以上	3,291	144	3,147	0	2,239	74	703	49	82
	31人以上	2,401	75	2,326	0	1,697	58	478	29	64
	うち301人以上	157	0	157	0	131	8	17	0	1
令和5年	21人以上	3,343	158	3,185	0	2,208	95	749	48	85
	31人以上	2,428	82	2,346	0	1,675	72	513	30	56
	うち301人以上	157	0	157	0	130	7	19	0	1
令和6年	21人以上	3,389	149	3,240	0	2,153	109	833	51	94
	31人以上	2,430	78	2,352	0	1,613	89	552	32	66
	うち301人以上	161	0	161	0	128	9	22	0	2

（注）令和3年から企業規模区分見直し

資料出所：「高齢者雇用状況等報告」

表-14 規模別定年制の状況

令和6年6月1日現在

区分 規 �模	企業数	定年制が ない企業	計	定年制がある企業				
				60歳	61~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上
21人以上総計	3,389	149	3,240	2,153	109	833	51	94
	(100.0%)	(4.4%)	(95.6%)	(63.5%)	(3.2%)	(24.6%)	(1.5%)	(2.8%)
31人以上総計	2,430	78	2,352	1,613	89	552	32	66
	(100.0%)	(3.2%)	(96.8%)	(66.4%)	(3.7%)	(22.7%)	(1.3%)	(2.7%)
21~300人	3,228	149	3,079	2,025	100	811	51	92
	(100.0%)	(4.6%)	(95.4%)	(62.7%)	(3.1%)	(25.1%)	(1.6%)	(2.9%)
21~30人	959	71	888	540	20	281	19	28
	(100.0%)	(7.4%)	(92.6%)	(56.3%)	(2.1%)	(29.3%)	(2.0%)	(2.9%)
31~300人	2,269	78	2,191	1,485	80	530	32	64
	(100.0%)	(3.4%)	(96.6%)	(65.4%)	(3.5%)	(23.4%)	(1.4%)	(2.8%)
301人以上	161	0	161	128	9	22	0	2
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(79.5%)	(5.6%)	(13.7%)	(0.0%)	(1.2%)

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

表-15 産業別定年制の状況

令和6年6月1日現在

区分 産 業	企業数	定年制が ない企業	計	定年制がある企業				
				60歳	61~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上
産業別	企業数	3,389	149	3,240	2,153	109	833	51
	割合%	[100.0]	[4.4]	[95.6]	[63.5]	[3.2]	[24.6]	[1.5]
	A,B 01~04 農、林、漁業	38	4	34	23	3	7	0
	C 05 鉱業、採石業、砂利採取業	13	0	13	9	0	3	0
	D 06~08 建設業	245	16	229	131	6	80	3
	E 09~32 製造業	896	25	871	635	25	181	17
	F 33~36 電気・ガス 熱供給・水道業	6	0	6	6	0	0	0
	G 37~41 情報通信業	51	1	50	41	1	8	0
	H 42~49 運輸、郵便業	264	12	252	154	6	69	11
	I 50~61 卸売業、小売業	394	21	373	270	13	83	1
	J 62~67 金融業、保険業	19	0	19	16	2	1	0
	K 68~70 不動産業、物品賃貸業	34	1	33	22	2	9	0
	L 71~74 学術研究、専門・技術サービス業	64	1	63	51	1	10	0
	M 75~77 宿泊業、飲食サービス業	110	5	105	68	2	29	3
	N 78~80 生活関連サービス業、娯楽業	153	12	141	103	3	32	0
	O 81~82 83~85 教育、学習支援業	155	6	149	101	4	42	0
	P 医療、福祉	650	25	625	354	26	206	12
	Q 複合サービス事業	19	0	19	16	1	2	0
	R サービス業 (他に分類されないも)	278	20	258	153	14	71	4
	S 97~99 その他	0	0	0	0	0	0	0

(注)企業規模21人以上

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

## 7. 継続雇用及び再就職の促進

### (1) 70歳までの就業機会確保のための普及促進

高年齢者の安定的な雇用確保のため、平成16年6月に高年齢者雇用安定法が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年制の廃止による雇用確保措置の法的義務化が平成18年4月1日に施行された。

さらに、平成24年8月の一部改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止となり、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの措置が求められ、平成25年4月1日に施行された。ただし、施行前に労使協定により対象者を限定する基準を定めている事業主については、年金（報酬比例部分）の支給開始年齢以上の者に対して基準を適用できる12年間の経過措置が設けられた。

また、令和2年3月の一部改正により、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年の引上げ、70歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止または70歳までの継続的に業務委託契約を締結する制度の導入等、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設され、令和3年4月1日に施行された。

雇用確保措置の完全定着の実現と70歳まで働く制度の普及・促進のため、企業と接触する様々な機会を捉え、高年齢者雇用に関する機運の醸成を図っている。「生涯現役社会」の実現と就業確保措置の実施を高めるため、就業確保措置未実施企業への周知・啓発指導を展開している。

### (2) 高年齢者雇用確保措置等の実施状況

#### ① 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳（表-16-1）

- 65歳までの雇用確保措置を実施済みの企業は3,386社
- 定年制を廃止としている企業は4.4%（149社）
- 65歳以上の定年年齢を設けている企業は28.9%（978社）
- 継続雇用制度を導入している企業は66.7%（2,259社）

#### ② 70歳までの就業確保措置の実施状況（表-16-2）

- 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の割合は35.2%（1,194社）
- 中小企業では35.5%（1,146社）
- 大企業では29.8%（48社）

### (3) 70歳までの就業機会の確保のための相談・援助

70歳までの就業機会の確保を促進するために、企業においては賃金コストの問題、人事管理上の問題や作業環境等検討すべき様々な課題がある。

これらの課題を解決するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部との連携のもと、事業主に対して70歳雇用推進プランナーによる継続雇用に伴う就業規則や賃金、退職金等の賃金体系、人事体系、職務再設計についての相談、助言を行っている。

### (4) 高年齢者の再就職の促進

高年齢者の就労意欲、就職条件、希望職種等については個人の資質、健康、能力等により多様化している。

このような状況を踏まえて、職業安定機関においては、きめ細かな情報の提供、職業相談を実施し、個々の高年齢者に見合った求人の確保に努め、再就職の促進を図っている。

さらに、ハローワーク宇都宮、栃木、足利、真岡、大田原、小山には「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高年齢求職者への再就職支援の充実・強化を図っている。

また、職業能力開発機関との連携により、高年齢者の希望、適正等を考慮した職業訓練の機会を提供し、雇用機会の確保に努めている。

#### (5) 事業主による再就職援助

高年齢者雇用安定法により、事業主は定年退職者等の再就職援助に努めることとされている。このため、定年退職後等における再就職が早期に促進されるよう、事業主に対して、次のことについて周知・啓発を実施している。

- ①「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている中高年齢者に対する求職活動支援書の作成・交付
- ② 高年齢離職者が発生する場合の多数離職届のハローワークへの提出

#### (6) 定年退職後における臨時的、短期的な就業の場の確保

高年齢者が生きがいを持って社会参加することが可能となるよう、シルバー人材センターの活用により、高年齢者の就業ニーズの多様化や地域の需要に応じた就業機会の確保を図るために、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の場を提供できるよう努めている。

表-16-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳 (令和6年6月1日現在)

	①定年の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	149	978	2,259	3,386
	4.4%	28.9%	66.7%	100.0%
31人以上総計	78	650	1,700	2,428
	3.2%	26.8%	70.0%	100.0%
21～300人	149	954	2,122	3,225
	4.6%	29.6%	65.8%	100.0%
21～30人	71	328	559	958
	7.4%	34.2%	58.4%	100.0%
31～300人	78	626	1,563	2,267
	3.4%	27.6%	68.9%	100.0%
301人以上	0	24	137	161
	0.0%	14.9%	85.1%	100.0%

※ 「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが、継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業をそれぞれ計上している。

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

表-16-2 70歳までの就業確保措置の実施状況

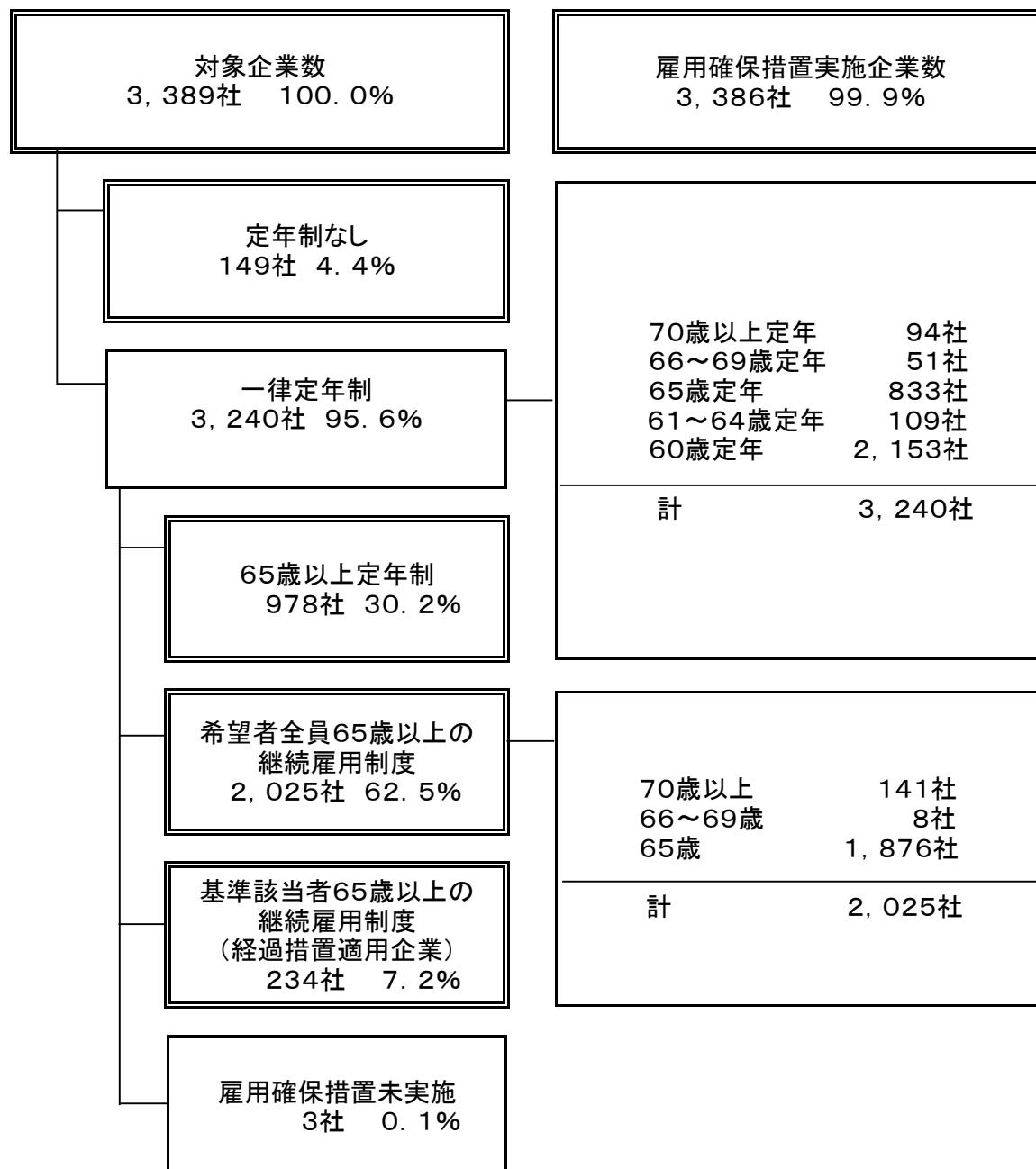
(令和6年6月1日現在)

		①70歳までの就業確保措置実施済み				②未実施	合計 (①+②)
		定年の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入		
21人以上総計	1,194	149	94	951	0	2,195	3,389
	35.2%	4.4%	2.8%	28.1%	0.0%	64.8%	100.0%
31人以上総計	806	78	66	662	0	1,624	2,430
	33.2%	3.2%	2.7%	27.2%	0.0%	66.8%	100.0%
21～300人	1,146	149	92	905	0	2,082	3,228
	35.5%	4.6%	2.9%	28.0%	0.0%	64.5%	100.0%
21～30人	388	71	28	289	0	571	959
	40.5%	7.4%	2.9%	30.1%	0.0%	59.5%	10.0%
31～300人	758	78	64	616	0	1,511	2,269
	33.4%	3.4%	2.8%	27.1%	0.0%	66.6%	100.0%
301人以上	48	0	2	46	0	113	161
	29.8%	0.0%	1.2%	28.6%	0.0%	70.2%	100.0%

※ 「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが、継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが、創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業をそれぞれ計上している。

資料出所:「高年齢者雇用状況等報告」

## 高年齢者雇用確保措置の実施状況(令和6年)



資料出所:高年齢者雇用状況等報告

# 高年齢者雇用安定法について

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に發揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法～65歳までの雇用確保（義務）～

○ **60歳未満の定年禁止** （高年齢者雇用安定法第8条）

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

○ **65歳までの雇用確保措置** （高年齢者雇用安定法第9条）

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

① 65歳までの定年引き上げ

② 定年制の廃止

③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。

※ 平成25年3月31日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年改正法の経過措置）。

 高年齢者雇用確保措置の実施に係る公共職業安定所（ハローワーク）の指導を繰り返し受けたにもかかわらず何ら具体的な取り組みを行わない企業には、勧告書の発出、勧告に従わない場合は企業名の公表を行う場合があります。



改正のポイント～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。（令和3年4月1日施行）

① **70歳までの定年引き上げ**

② **定年制の廃止**

③ **70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入**  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**

⑤ **70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入**  
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業  
b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

高年齢者雇用安定法第11条に基づく**高年齢者雇用推進者（＊）の業務**に、**高年齢者就業確保措置の推進**も追加されます。また、名称も高年齢者雇用等推進者に変更になっています。

\*各企業で選任することが努力義務とされている、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者。

※ 定年や雇用確保措置、就業確保措置の変更や新設を行う場合、就業規則等を変更する必要があります。（常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。）

## II 高年齢者就業確保措置について

高年齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主：

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

以下の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります（努力義務）。

### <高年齢者就業確保措置> (新設・70歳まで・努力義務)

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

### 創業支援等措置（雇用によらない措置） (過半数労働組合等（※）の同意を得て導入)

- ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

### 【参考】

### <高年齢者雇用確保措置> (現行・65歳まで・義務)

- (1)65歳までの定年引き上げ
- (2)定年廃止
- (3)65歳までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)によるものを含む)



### 過半数労働組合等とは？



労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者を指します。

### <労働者の過半数を代表する者を選出する際の留意事項>

- ・労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きで選出された者であって、事業主の意向に基づき選出された者でないこと

## 高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ

### ハローワーク(公共職業安定所)

所名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄区域
宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階	320-0845	028-638-0369	宇都宮市、上三川町、高根沢町
那須烏山 (出張所)	那須烏山市城東4-18	321-0622	0287-82-2213	那須烏山市、那珂川町
鹿沼	鹿沼市睦町287-20	322-0031	0289-62-5125	鹿沼市
栃木	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階	328-0041	0282-22-4135	栃木市、壬生町
佐野	佐野市天明町2553	327-0014	0283-22-6260	佐野市
足利	足利市丸山町688-14	326-0057	0284-41-3178	足利市
真岡	真岡市荒町5101	321-4305	0285-82-8655	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
矢板	矢板市末広町3-2	329-2162	0287-43-0121	矢板市、さくら市、塩谷町
大田原	大田原市紫塚1-14-2	324-0058	0287-22-2268	大田原市、那須塩原市のうち 旧西那須野町、旧塩原町
小山	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	323-0014	0285-22-1524	小山市、下野市、野木町
日光	日光市今市本町32-1	321-1272	0288-22-0353	日光市
黒磯	那須塩原市共墾社119-1	325-0027	0287-62-0144	那須塩原市のうち 旧黒磯市、那須町